

特定疾病療養受療認定について

1 制度の概要

費用が著しく高額な治療を長期間継続しなければならない疾病として、厚生労働大臣が定めた下記の疾病に対し、特定疾病療養受療の認定を受けることで、医療機関の窓口での支払いが軽減されます。

特定疾病療養受療の認定を受ける方は、特定疾病療養受療認定申請書に医師の証明を得て、所属所長を経て共済組合に提出してください。

後日、申請書に基づき特定疾病療養受療証（以下「受療証」という。）を交付します。

2 特定疾病として厚生労働大臣の定めた疾病

- (1) 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病）。
- (2) 血液凝固因子製剤の投与に起因し、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群。
- (3) 人工腎臓（人工透析治療）を実施している慢性腎不全。

〈窓口での負担金額（1か月）〉 ※上記特定疾病として厚生労働大臣の定めた疾病による

	標準報酬月額 530,000 円未満	標準報酬月額 530,000 円以上
(1) 血友病	10,000 円	10,000 円
(2) 後天性免疫不全症候群	10,000 円	10,000 円
(3) 慢性腎不全	10,000 円	20,000 円（*）

（*）70 歳以上の場合は 10,000 円

3 提出書類

特定疾病療養受療認定申請書

4 受療証の記載事項変更・再交付・返納

組合員証の取扱いと同じです。また、受療証の裏面をよくお読みください。